2025 年電子ジャーナルアクセス権の利用契約の契約方法について

2025 年に利用する電子ジャーナルについては、次のとおり契約することとします。

１　対象タイトル及び対象巻号

別紙「2025 年電子ジャーナル利用リスト」に掲載のタイトル（又はグループ）を対象とします。

２　契約相手方の選定

タイトル（又はグループ）ごとに価格（手数料等を含む）を比較し、予定価格の範囲内で最低価格を提示した者を当該タイトルの契約相手方とします。

予定価格の範囲内で最低価格を複数社が提示した場合には、くじで契約相手方を決定します。

予定価格の範囲内の提示がなかった場合には、当該タイトルについて、再度入札を実施します。

【選定例】

（単位　円）

No.	予定価格	A 社	B 社	C 社	D 社
1	140,000	100,000	95,000	120,000	110,000
2	100,000	80,000	85,000	100,000	85,000
3	90,000	60,000	80,000	70,000	90,000
4	140,000	150,000	145,000	160,000	170,000
5	150,000	120,000	125,000	118,000	130,000

→　No.１　　B 社　　No.２・３　A 社

　　No.４　　なし（予定価格超過）　No.５　　C 社

３　その他

当該タイトル（又はグループ）について、入手不能の場合は、「入手不能」と、不参加の場合は、「不参加」と当該タイトルの備考欄に記載してください。また、自らが独占的な国内総代理店である場合は、「国内総代理店」と、国内における指定代理店である場合は、「指定代理店」と備考欄に記載してください。

JUSTICE 加盟館向けや教育機関向けの価格、セット値引きがある場合には、その価格を適用してください。